

いつもメールマガジンをご購読いただき誠にありがとうございます。

社会保険労務士法人

大 | 槻 | 経 | 営 | 労 | 務 | 管 | 理 | 事 | 務 | 所 |

— | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

<http://www.otuki.org/>

【目次】

▼室長の現場レポート（第19回目）

営業推進事業部執行役員 兼 給与室室長 佐藤 敬樹

▼大槻事務所だより 3月号

▼大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇（第43回目）古川 元江

▼社労士Q&A

▼お知らせ 「女性活躍推進法」について HR プロに掲載されました。

| 1 | 室長の現場レポート

【執筆者】 営業推進事業部執行役員 兼 給与室室長 佐藤 敬樹

～記事の POINT～

○所得税の改正について

○親族関係、送金確認書類について

マイナンバー、年末調整、給与支払報告書の発送などビッグイベント目白押し
の年末年始から解放され、ゆっくり2月を過ごされた人事担当の方も多かった
のではないのでしょうか。これから年度末へ向けて、人事異動、退職や新卒の入
社など慌ただしくなることもあるかと思いますので、体調管理には十分にお気

を付けてください。

さて、最近クライアント様を訪問する際によく質問をされる「平成 27 年度の税制改正のうち、所得税の改正」について少しお話をしたいと思います。

今まで国外居住者に係る扶養控除（例えば、海外に留学している子供や日本で働く外国人労働者が海外の家族へ送金している場合）については本人の申告となり、扶養であることを確認する書類の提出義務はありませんでした。しかし、今回の税制改正により、国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける場合には「親族関係書類」や「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文も必要となります。）を源泉徴収義務者に提出又は提示しなければならないこととされました。この改正は平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等及び公的年金等並びに平成 28 年以後の所得税について適用されます。

【親族関係】

次のいずれかの書類で、その非居住者（国外の親族）が居住者の親族であることを証するものをいいます。

1. 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し
2. 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

【送金確認書類】

次の書類で居住者がその年において非居住者（国外の親族）へ生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、行ったことを明らかにするものをいいます。

1. 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から非居住者（国外の親族）に支払をしたことを明らかにする書類
2. クレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその非居住者（国外の親族）が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類

非居住者（国外の親族）に係る「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する場合はその申告書を会社へ提出する際に「親族関係書類」を提出又は提示し、年末調整を行う際に会社へ「送金関係書類」を提出又は提示する必要があります。

すので、まだ「親族関係書類」の提出又は提示を受けていない場合は速やかに行うようにしてください。

..... * .+°

【大槻事務所だより】

今月のテーマは「助成金活用で中小企業も女性活躍推進を！」です！

URL: http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol84.pdf

..... * .+°

2 | 大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇（第 43 回目）

【執筆者 古川 元江 編】

~~~~~

～記事の POINT～

- 応援をされるって何か変わるの？
- 応援の力

~~~~~

春に向かって寒かったり暖かかったり、日々気温が変化しています。そろそろスギ花粉が飛び始め、アレルギー持ちにはすこし憂鬱な季節となりましたがいかがお過ごしでしょうか。

マラソン大会が多いこの季節、皆さんは参加したことがありますか？

私は、10年くらい前から運動をするようになり、マラソンを始めた頃はいろいろな大会に参加してきましたが、最近、選手としてでは年に1回だけマラソン大会に参加しています。そんな私のおすすめは、「応援する」ことです。

10年くらい前までは、運動とまったく縁がない生活を送っており、オリンピックや世界選手権等世の中がその話題に溢れていても、テレビ観戦すらしなかったため、人を応援することはありませんでした。そんな私が初めてフルマラソンに挑戦した時のことです。30キロを過ぎたころから足が重たくなり走れなくなってしまいました。心が折れると周りが見られなくなり、参加したことへの後悔と

練習不足だったことへの後悔でさらに気持ちに余裕がなくなり、いっぱいいっぱいになりました。重たい脚を引きずっていると…楽しそうな声が聞こえ、顔をあげると、前方の方で5人組の中学生が、疲れ切ったランナーに声をかけてハイタッチ（手を上の方に挙げてタッチ）をしていました。ハイタッチを見たことはありましたが、やったことのない私に対しても「はい、お姉さんタッチ！」とタッチしてくれます。私は恥ずかしさで複雑な顔をしていたと思いますが、言われるがまま、5人の中学生とハイタッチを終えました。すると不思議なことになんと足が動いて走り出すことができたのです！

また、しばらくすると足が重たくなり後悔の時間が始ってしまったのですが。40キロ前後でかけられる言葉は…「あともう少し！ がんばって！」心の中でつぶやく言葉は、もう少しって言ったって、もうこれ以上頑張れません！そんな思いを周りのランナーも思っていました。私の前にいたランナーが突然、「頑張れ頑張れってもうこれ以上頑張れません！」と叫んだのです。応援していた沿道の方はびっくりしていましたが、周りにいたランナー達からは拍手が沸き上がり、みんな同じ思いなんだと感じた時、妙なやる気を持ち、ゴールすることができました。これは、初めて応援を受けてフルマラソンに挑戦をしたときの貴重な体験となりました。「応援」の力って凄いのです！人をできる方へ動かしてくれるのですから！つらい時には笑顔を返すことはできませんが、心の中で、いただいた言葉と葛藤しながら前に進むことができます。沿道で応援をしていただけるのは本当にありがたいことです。これをきっかけに、マラソン大会に行って頑張っている方々の応援をするようになりました。私を応援して下さった方々への恩返しのもりもありますが、頑張っている方を応援することで、私も挑戦する気持ちが湧き、頑張れる気がしてきます。私にとって不思議な経験でしたが、応援することで応援され、元気が湧いてくるのです。もし、近くでマラソン大会があり、少し時間をとれるようでしたら是非応援に行ってみてください。きっと元気になって楽しい時間が過ごせるはずですよ。

平成 15 年入所 第 2 室所属

☉ | 社労士 Q & A

【 執筆者 】 大槻事務所 労務管理研究会

Q: 弊社はフィットネスクラブを運営している会社です。先日、あるイベントを実施するためにA社員に振替休日の手続きをし、法定休日である水曜日に9:00～12:00の3時間出勤してもらいました。半日出勤の振替として事前に指定した翌週木曜日に午前の半日休んでもらい午後から出勤してもらいましたが、A社員より「振替休日は暦日単位でしか認められないのではないのでしょうか？」と質問を受けております。弊社の運用は誤っているのでしょうか。

A: 労働基準法第35条の休日は暦日単位で与える必要があり、半日単位での振替休日は認められません。ご質問のケースでは、振替休日が成立せず、法定休日に出勤した3時間については、休日割増賃金を支払わなければなりません。

☉ | お知らせ

| | 「女性活躍推進法」について HR プロに掲載されました。

【第1回】法案の背景と女性活躍の現状把握～4つの基礎項目+21の選択項目～
https://www.hrpro.co.jp/series_detail.php?t_no=916

【第2回】女性活躍推進を徹底解説！課題分析・行動計画策定・労働局届け出
https://www.hrpro.co.jp/series_detail.php?t_no=928

【第3回】女性活躍の状況は情報公表が義務！認定制度・助成金もポイント解説
https://www.hrpro.co.jp/series_detail.php?t_no=936

◆こちらのメールマガジンは、当所お取引のお客様、当所主催・共催セミナーにお申し込みいただいたお客様、当所職員がお会いして名刺交換させていただいたお客様、当所ホームページよりメールマガジンの購読お申し込みいただいたお客様にお送りしています。

メールマガジンの停止または配信先の変更について、大変お手数ではございます

が下記の URL にてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>

□■□

◆編集後記

先日、沿道に出て東京マラソンのランナーを応援しました。先頭集団はびっくりするほど速くテレビで見るだけではわからないスピード感を感じました。一般の市民ランナーも余裕のある人ない人さまざまでしたが、必死な様子が伝わってきました。また、沿道に立つ人の応援も垂れ幕や旗を用意する人もいれば知り合いらしき人に声を合わせて応援メッセージを伝えている方もいらっしゃいました。ゆっくりマラソンを見るのは初めてでしたが走る人、応援する人それぞれに「本気」と「場の一体感」を感じることができてよかったです。私自身も準備を整えたら応援ではなく走る側に立ちたいと思いました。

編集 発行 : 社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 土井 裕介
問い合わせ : このメルマガ E メールアドレスは送信専用です。お問い合わせは下記の URL にてお手続きをお願いいたします。↓↓

https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otzuki/index.php?act=form_contactus

Web サイト : <http://www.otuki.org/>